

## 補 正 情 報

2025 年 4 月 14 日

肢別過去問（宅建業法）に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

### P101 第3節 取引態様の明示 問7の解説

#### 修正前

- 7  宅建業者は、広告をするときは、取引態様の別を明示しなければならない。数回に分けて広告をするときは、広告のつど取引態様の別を明示しなければならない。

#### 修正後

- 7  宅建業者は、広告をするときは、取引態様の別を明示しなければならない。数回に分けて広告をするときは、広告のつど取引態様の別を明示しなければならない。

タキザワ宅建予備校  
講師 瀧澤 宏之